

# 災害に強い水産地域づくりガイドラインと マニュアルの改訂について

一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所

○後藤卓治、浪川珠乃、岩瀬浩之、海老原碧

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課

松本 弘、三隅智央

# 1. はじめに

東日本大震災後10年が経過する中、様々な知見が得られ、国の防災に関する計画等が改訂されている。

- ・ 復旧・復興してきた地域では**当時の検証**から
- ・ 地震・津波以外では**台風災害や豪雨災害等の経験**から

水産庁では、漁業地域の特性を踏まえた地震・津波の防災対策に関する考え方を示した「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」（平成24年3月改訂）に、東日本大震災の検証により得られた教訓や、**この10年間で得られた知見等を反映**させ、**令和5年3月「災害に強い水産地域づくりガイドライン」として改訂**した。

また、ガイドラインの改訂にあわせ、今回のガイドラインで柱について**実務的なマニュアルを再整理**した。

- ①安全安心の確保
- ②水産物の生産流通の確保
- ③迅速な復興まちづくり

本報告では、ガイドラインの改訂内容及び作成したマニュアルの概要を紹介する。

## 1. はじめに

## 2. ガイドラインの改訂について

2. 1. ガイドライン改訂の経緯

2. 2. 改訂のポイント

2. 3. ガイドラインとマニュアルの構成

## 3. ガイドラインの内容

## 4. 水産地域における災害への対応

4. 1. 安全安心の確保

4. 2. 水産物の生産・流通の確保

4. 3. 迅速な復興まちづくり

## 5. 災害に強い水産地域づくりに向けて

## 6. 災害に強い水産地域づくりマニュアル

## 7. おわりに

# 2. ガイドラインの改訂について

## 2. 1. ガイドライン改訂の経緯

### 平成18年：

「平成16年12月 スマトラ島沖地震・津波」「平成17年3月 福岡県西方沖地震」の経験等を踏まえ初版を発行。

### 平成24年：

「平成23年3月 東北地方太平洋沖地震及びそれに伴い発生した津波」を踏まえ改訂。

この東日本大震災直後の教訓を踏まえ、以下を追加し見直しが行われた。

- ・ 事業継続計画（BCP）の観点の追加
- ・ 漁業地域の土地利用の考え方

### 令和5年：

東日本大震災から10年を経過しての教訓と近年の防災・減災対策に関する情報を加え、ガイドラインの更なる見直しを行った。

## 2. 2. 改訂のポイント

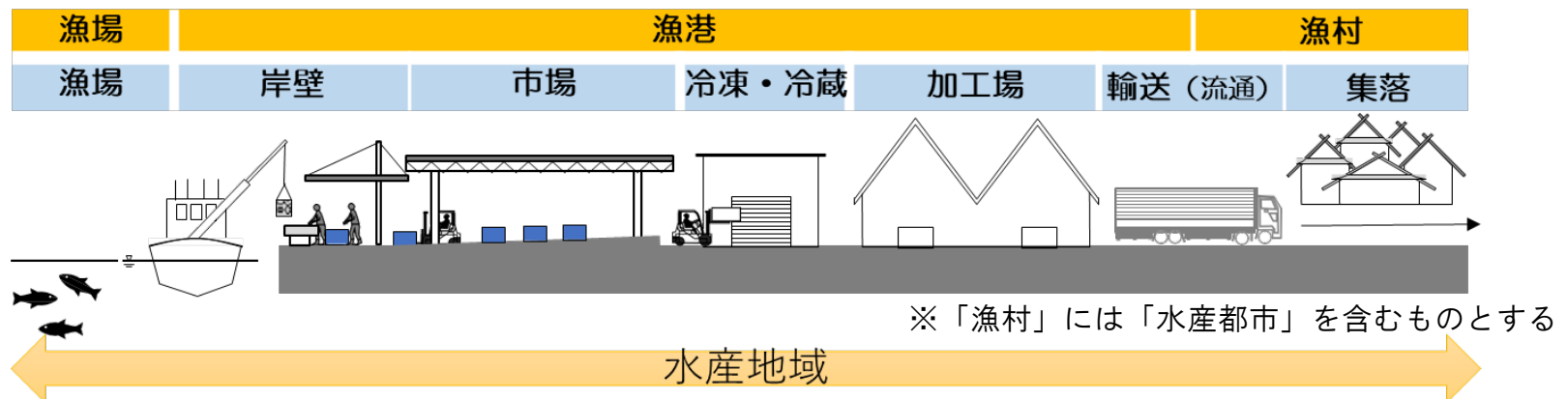
### (1) 対象とする災害の拡大：

近年、想定を超える規模の高潮や高波、暴風等の災害が頻発し、漁港や漁業地域で被害が発生している。そのため、これまでガイドラインで対象としていた地震・津波だけではなく、**高潮・高波・暴風等風水害への対応**も記載

### (2) 対象エリアの拡大：

漁業地域を支える水産業考えると、漁場から加工流通までにわたる、水産物の生産・流通が一連で復旧・復興していくことが望ましい。そのため、ガイドラインの対象エリアを**漁場から陸揚げ、加工・流通に至る水産業として一体的に機能する地域（水産地域）**とする。

[水産地域のイメージ図]



※現行の「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」は、漁港・漁村が中心の記述

※現行の「BCPガイドライン」は水産地域を対象としているが、漁港を中心とした記述が多い

### (3) 事前復興の追加

東日本大震災での経験等から、災害後の迅速な復旧・復興のためには、**平時から災害後の復旧・復興を検討**し、復旧・復興のためのまちづくり（被災後の復興まちづくりのビジョン作成やマスタープランの作成、それらの計画の一部を実施すること等）、すなわち、**事前復興の取組**が重要であることがわかった。このため、ガイドラインに、「**迅速な復旧・復興まちづくり**」という項目を加え、事前復興の取組について記載した。

### (4) 一次避難海域の目安の水深の変更

**近年の**中央防災会議等で公表されている主な想定地震に対する**想定津波高さ**を踏まえ、東日本大震災での**漁船の海域への避難事例を分析**して、一次避難海域の**目安を50m以深の海域から120m以深の海域に変更**した。

その他、以下の内容について、追加や内容の充実化を図った。

- ・風水害に対するタイムライン（防災行動計画）の有効性
- ・複合災害
- ・感染症への対応
- ・高齢者・外国人等の災害時の要配慮者の避難への配慮
- ・避難所の重要性（地域コミュニティへの配慮、女性の視点）
- ・海上の船舶に対する情報伝達
- ・BCPの実効性の向上
- ・被災後の資金調達 等

## (1) ガイドラインに追加した観点と柱

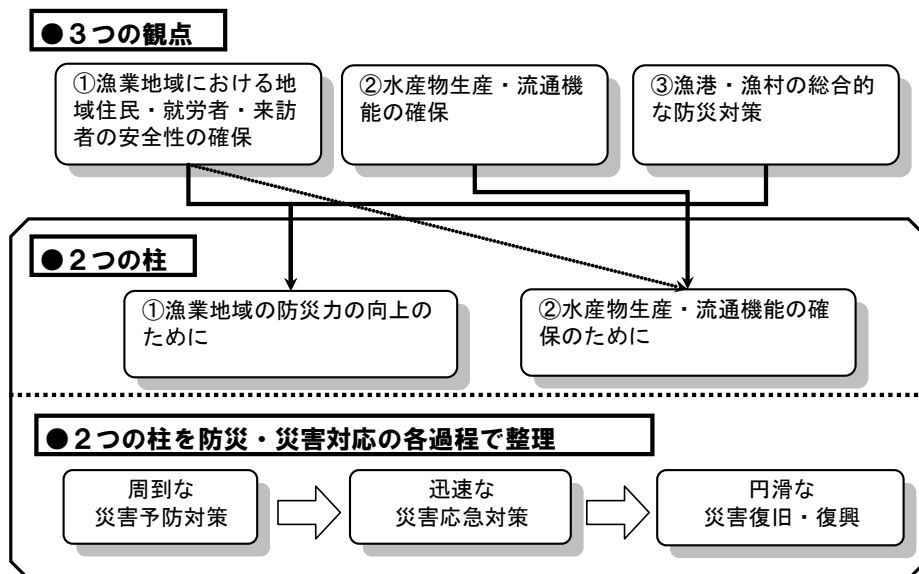
改訂したガイドラインでは、以下の観点・柱・災害発生前の対応を追加した。

**観点：**「地域の生活・コミュニティの継続」

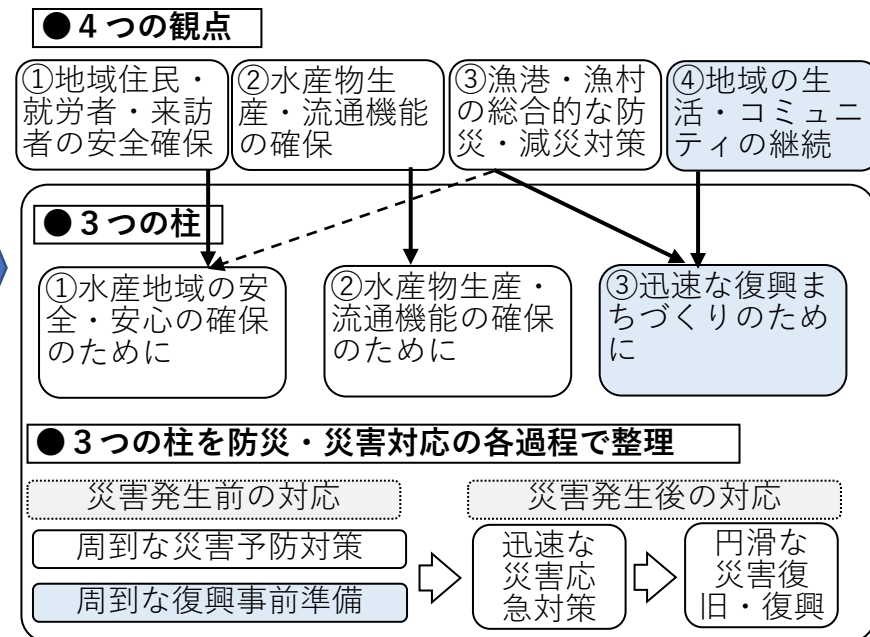
**柱：**「迅速な復興まちづくりのために」

**災害発生前の対応：**「周到的復興事前準備」

[現状]



[改訂案]



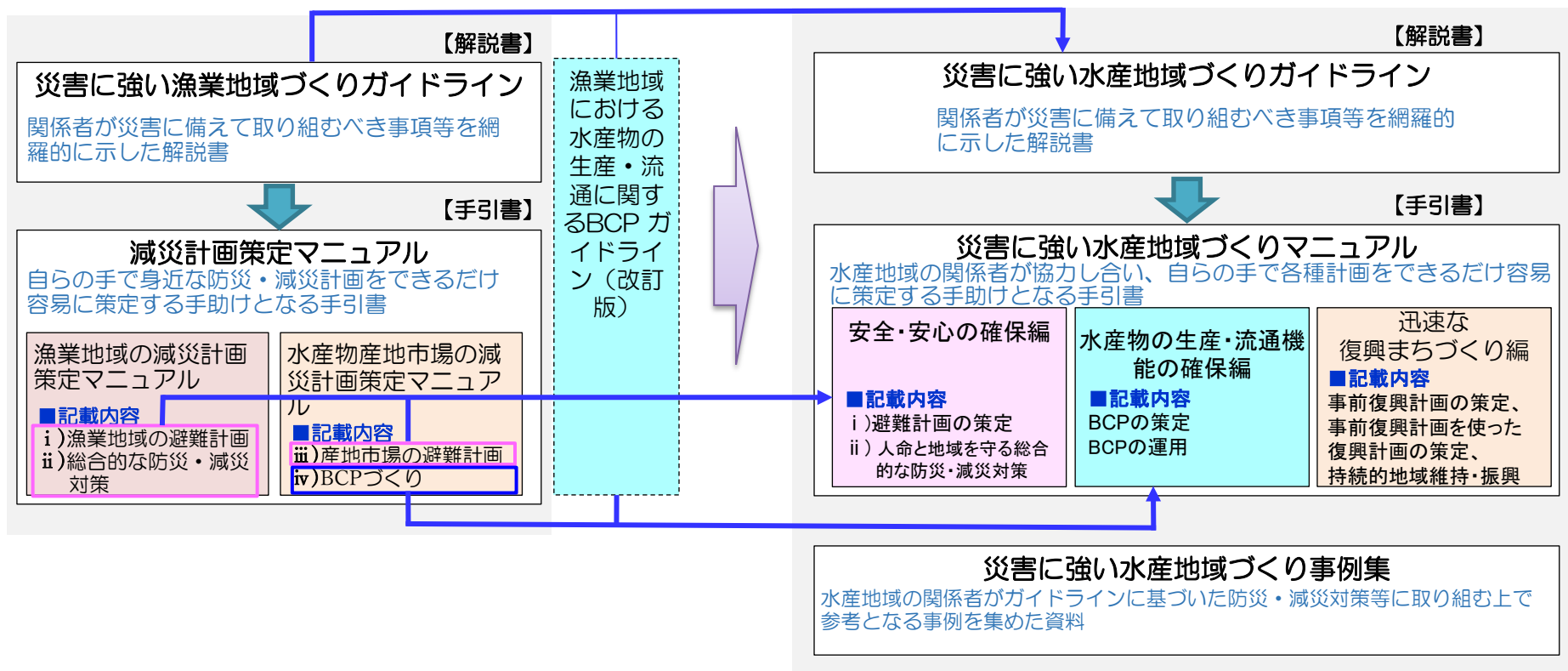
図ー2 ガイドラインの構成

## (2) ガイドラインとマニュアルの構成

今回のガイドラインの改訂にあたり、**既存の減災計画策定マニュアル**及び漁業地域における水産物の生産・流通に関する**BCPガイドライン**の内容を見直し、に**迅速な復興まちづくり**を加えた、改訂後のガイドラインの**3つの柱にあわせマニュアル**を作成した。

[改訂前]

[改訂後]



図ー3 ガイドラインとマニュアル再編説明図

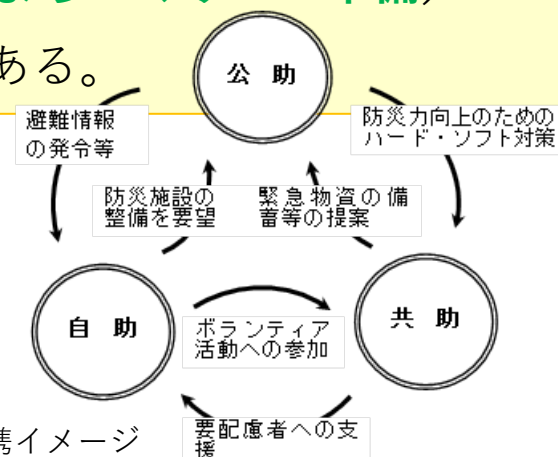


# 3. ガイドラインの内容

## (1) 基本的理念

- 「災害に強い水産地域づくりは、**地震・津波災害**及び**風水害**による**被害の最小化**を図ること（**減災**）を目標とする。
- また、円滑な復旧により、**地域に与える社会的・経済的損失を最小化**する
- 災害による復旧を果たした後も、水産地域の**生活・コミュニティを持続**させるため、引き続き**次の災害に向けた準備**が求められる。
- したがって、以下の**4つの対策を講じる**必要がある。
  - ①災害による**被害の低減**
  - ②災害発生後の被害拡大の防止（**二次災害の防止**）
  - ③災害発生後の被害継続の防止（**円滑な復旧への準備**）
  - ④災害後の**生活・コミュニティの継続**（**迅速な復興まちづくりへの準備**）
- 対策にあたっては、**自助・共助・公助の連携**が不可欠である。

自助：個人個人の自覚に根ざした取り組み  
共助：地域のコミュニティ等に置ける取り組み  
公助：行政による取り組み

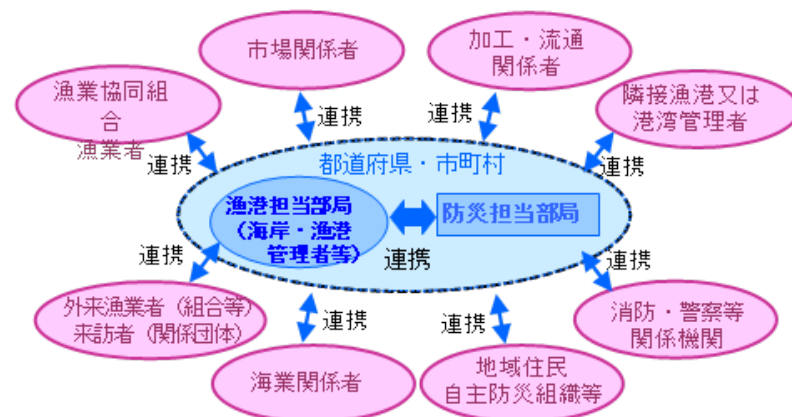


## (2) 防災体制の構築

- 防災対策にあたっては、行政だけでなく各組織や地域住民など、**地域の防災に関わる人々が一体となって取り組む**ことが重要である。このため、**水産地域防災協議会を組織する**。
- 水産地域防災協議会には、**漁港担当部局と防災担当部局とが連携**をとりつつ主体となり、**地域の防災にかかわる関係機関、組織、住民等により構成**されることが望ましい。
- 要配慮者等**の実情を知る民生委員等の**地域の支援者の参加**が望ましい。また、女性の視点による災害対応力の強化のために**女性の割合を高める**よう努める。
- 漁村コミュニティにおいて速やかな避難や支援を組織的に対応するため、**高齢化に対応**した自主防災組織の設置が望ましい。また、**海岸・漁港管理者と自主防災組織が連携**し、**情報などの共有化、一元化**を図ることが望ましい。

水産地域防災協議会の構成（案）

| 分類     | 構成（案）                                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 自治体    | 都道府県、市町村の海岸・漁港管理者、防災担当者                                                                |
| 関係機関   | 消防・警察・医療関係機関、海上保安部、その他関係機関など                                                           |
| 市場関係者  | 市場開設者                                                                                  |
| 漁業関係者  | 漁業協同組合、漁業者                                                                             |
| 水産関連業者 | 加工業者、流通業者                                                                              |
| 海業関係者  | 遊漁船組合、観光・定期船団体など                                                                       |
| 来訪者    | 観光協会、観光・漁業体験施設管理者、海水浴場開設者（海の家）、ライフセーバー団体、海洋性レクリエーション団体（釣り・プレジャーボート・サーフィン・ダイビング等）、NPOなど |
| 地域住民   | 自治会、自主防災組織、消防団など                                                                       |



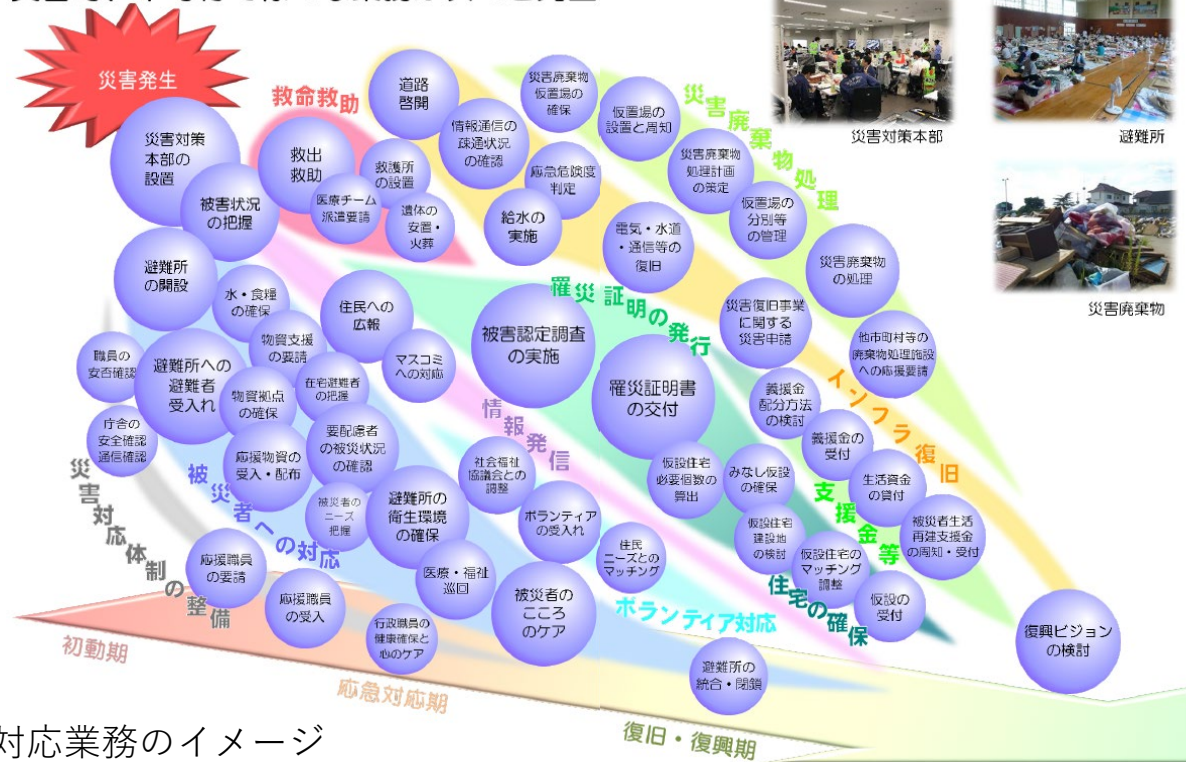
水産地域防災協議会の体制

○災害時、被災市町村では、**短期間に膨大な災害対応業務が発生し、多くの人的資源が必要**となるが、**行政機能が低下**している被災市町村**自らの体制だけでこうした業務を行うことは困難**である。

○このため、被災市町村では、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備することが望ましい。

※「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和3年6月内閣府）」

○災害に強い水産地域づくりのためには、水産地域においても**事前に受援体制**を整え、**災害に備える**ことが必要である。

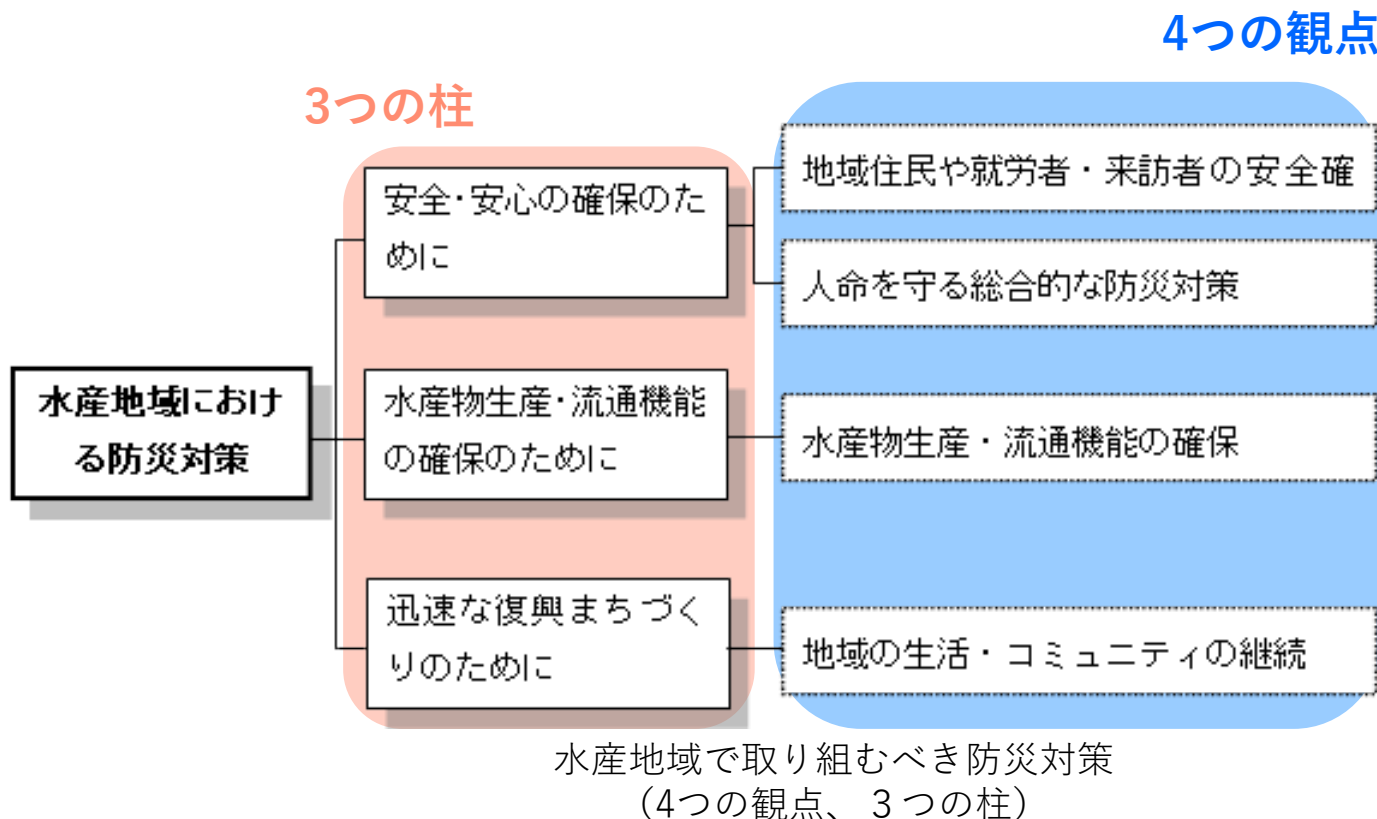


## 災害対応業務のイメージ

# (3) 防災の考え方

○水産地域で取り組むべき対応として、**4つの観点**を抽出。

○求められる対策を、**①安全・安心の確保**、**②水産物生産・流通機能の確保**、**③迅速な復興まちづくり**、という**3つの柱**として整理した。



○全ての区域で**全ての災害を想定した対策を講じることが理想的**であるが、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や頻発化・激甚化する風水害が発生する危機が迫る中、**計画的・集中的な事前防災対策**が求められる。

○そのため、**水産地域の立地特性**やその**水産地域が担っている重要な機能等**を踏まえ、**対象とする災害を設定**する。



※「漁村」には「水産都市」を含むものとする

[対象区域における災害のイメージ]

■ 漁場  
・瓦礫堆積(地震・津波による)  
・流木被害(大雨による)  
等

■ 漁港(岸壁)、市場  
・浸水(地震・津波、高潮、高波、暴風、大雨等による)  
・漁港施設の損傷・倒壊(地震・津波、高潮、高波等による)  
・瓦礫堆積(地震・津波による)  
・漁船転覆(暴風による)  
等

■ 冷凍・冷蔵、加工場等  
・浸水(地震・津波、高潮、高波、暴風、大雨等による)  
・瓦礫堆積(地震・津波による)  
・流通の寸断(地震・津波、高潮、高波、暴風、大雨等による)  
等

■ 漁村  
・浸水(地震・津波、高潮、高波、暴風、大雨等による)  
・瓦礫堆積(地震・津波による)  
等

対象区域における災害のイメージ



### 3. 水産地域における災害への対応

- 水産地域が地震・津波災害や風水害による被害を低減し、迅速に復旧・復興していくためには、「**安全・安心の確保**」「**水産物の生産・流通機能の確保**」「**迅速な復興まちづくり**」を柱（**3つの柱**）とした**計画を策定**し、対策を実施していくことが必要である。
- ガイドラインでは、水産地域における災害への対応を、以下の3つのパートに分けて記載した。
  - ①**安全・安心の確保**
  - ②**水産物の生産・流通機能の確保**
  - ③**迅速な復興まちづくり**

# 4. 1. 安全安心の確保

## (1) 基本的な考え方

### [地域住民や就労者・来訪者の安全確保]

水産地域では地元住民の他、多くの水産関係者や来訪者が訪れる。災害時には、これらの人々の安全確保のために、迅速な避難が行えるよう対策を実施する必要がある。

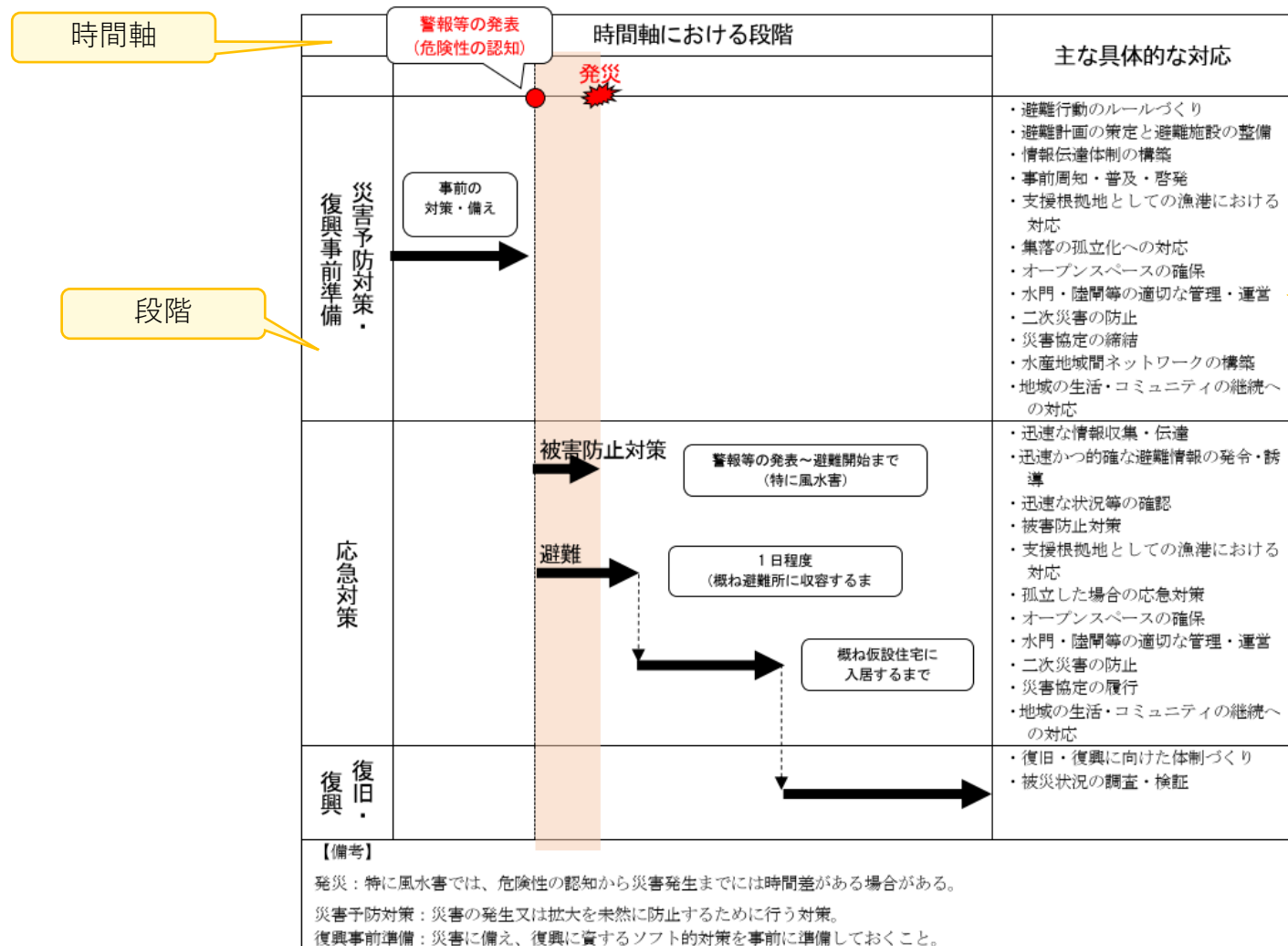
### [人命を守る総合的な防災・減災対策]

水産地域は水産物供給の場、産業・交流の場、生活の場としての役割・機能を有しており、災害からこれらの役割・機能を守るため水産地域の総合的な防災力向上の取組を実施する必要がある。

その際、漁村特有の立地条件や社会条件、水産関連産業の繋がりを考慮する必要がある。

○対策には、**時間軸に応じて**、以下の各段階があり、具体的な対応が異なる。

- ・災害予防対策・復興事前準備
- ・応急対策
- ・復旧・復興



具体的な  
対応  
※各段階ご  
とに異なる

防災・災害の段階毎に取るべき対応



## (2) 地域住民や就労者・来訪者の安全確保

- 水産地域における地域住民や就労者・来訪者の安全確保のために、**人命を第一に**考え、避難場所等の**安全な場所への速やかな避難**を基本とする。
- 突然発生する地震・津波**と、**災害発生までに時間的猶予がある場合のある風水害**とは、分けて記載している。

表-1 災害の種類による安全確保の考え方

| 災害の種類 | 災害の特徴                         | 安全確保の考え方                                                                                                    |
|-------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震・津波 | <b>突然発生</b>                   | 避難の対象者：<br>「 <b>地域住民</b> 」「 <b>就労者・来訪者</b> 」<br>※ <b>場所</b> （陸上-海上）や <b>属性</b> （外来-地元）等 <b>に応じた避難対応</b> が必要 |
| 風水害   | 災害発生までに <b>時間的猶予</b> がある場合がある | 避難の対象者：<br>・ <b>地域住民</b><br>※風水害発生時に主に水産地域にいる人は地域住民と想定されるため                                                 |

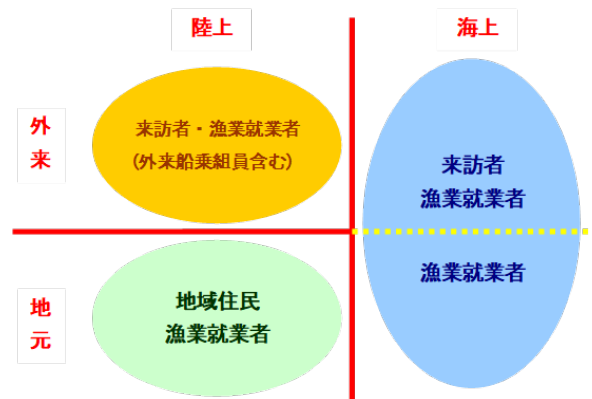


図-4 水産地域における避難対象者  
[地震・津波避難]

- 「**高齢者**」や「**外国人**」等、避難するうえで支援や配慮が必要な**要配慮者**への対応も重要である。
- 安全な場所への**速やかな避難を図るには事前の対策が必要**である。

### 速やかな避難のための対策

- 1) 避難行動の**ルールづくり**
- 2) **避難計画**の策定と**避難施設**等の整備
- 3) **情報伝達体制**の構築
- 4) 事前**周知・普及・啓発**

# 避難行動のルールづくりにおける留意点 [地震・津波]

○望ましい避難行動のルールを**以下のように分類**し、留意事項をとりまとめている。

- ・ **場所**（陸上：陸上・海岸部、漁港、海上：漁港周辺、沖合 等）
- ・ **属性**（地域住民、就労者、来訪者、接岸中の漁船、作業中の漁船 等）
- ・ **避難先**（陸上の安全な場所、避難海域 等）

表-1 望ましい避難行動の基本ルール とりまとめの例（陸上のケース）

| 場所     | 属性等の分類                                                            | 避難先                                                      | 留意事項                                                                                                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸上・海岸部 | <div>◆属性分類<br/>地域住民、就労者、来訪者、接岸中の漁船、作業中の漁船 等</div> 陸上の地域住民や就労者、来訪者 | 避難場所等の陸上の可能な限り安全な場所                                      | ・直ちに避難場所等の可能な限り安全な場所へ原則として徒歩で避難。                                                                                                               |
|        | <div>◆場所<br/>陸上・海岸部、漁港、漁港周辺、沖合 等</div> 海岸部（沿岸部）にいる地域住民や就労者、来訪者    | <div>◆避難場所<br/>陸上の安全な場所、避難海域 等</div> 避難場所等の陸上の可能な限り安全な場所 | ・直ちに陸上に上がり、避難場所等の可能な限り安全な場所へ原則として徒歩で避難。<br>・地域住民や地元就労者は、外来者を避難場所等へ誘導。<br>・遊漁船業者や旅館経営者等は来訪者に対し、災害リスクについて事前に周知し、ラジオや救命胴衣の携帯を促すとともに、来訪者の状況把握に努める。 |
|        | 陸上（自宅等）にいる漁業者                                                     | 避難場所等の陸上の可能な限り安全な場所                                      | ・漁港へ漁船を見に行かない。<br>・漁船の監視・係留補強・高所引き上げ等の作業は行わない。<br>・港外避難は行わない。<br>・直ちに陸上に上がり、避難場所等の可能な限り安全な場所へ原則として徒歩で避難。                                       |
| 漁港     | 岸壁や接岸中の漁船内などにいる漁業者                                                | 避難場所等の陸上の可能な限り安全な場所                                      | ・直ちに陸上に上がり、避難場所等の可能な限り安全な場所へ原則として徒歩で避難。<br>・地域住民や地元就労者は、外来者を避難場所等へ誘導。                                                                          |

# 【津波からの漁船避難について】

「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」（平成24年3月、水産庁漁港漁場整備部）

記載内容

- ・ 津波からの**漁船避難時の限界流速**
- ・ 津波発生時に避難する**一次避難海域の目安となる水深**

- ・ 当時は津波に対する漁船避難に関する研究が進んでいなかった  
⇒**限られた知見で漁船避難の考え方**が整理された
- ・ 東日本大震災以降、全国各地で想定される津波高が見直された。  
⇒**想定津波高が当時より高く**なっている

○**東日本大震災における漁船避難の実態**を調査

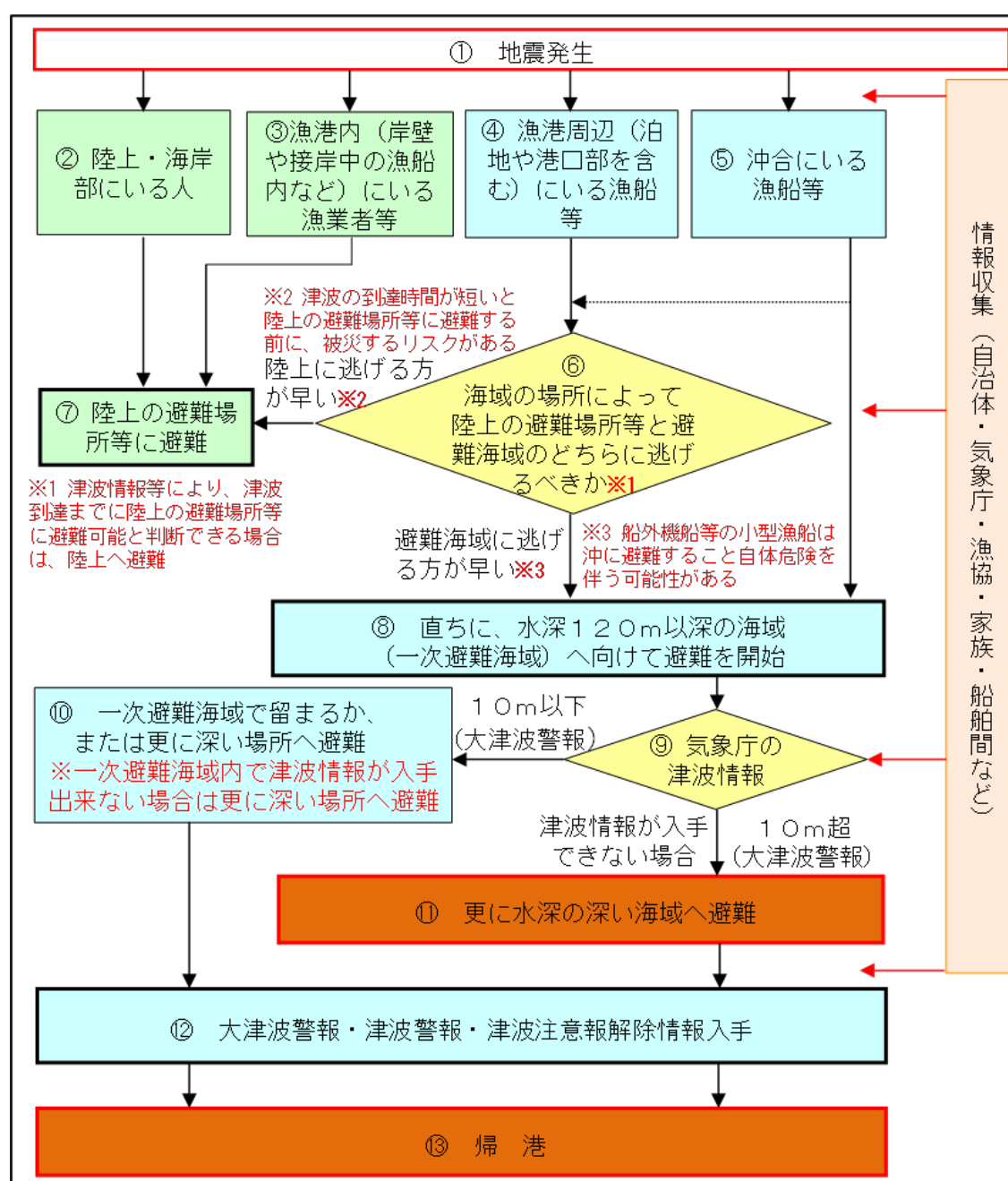
⇒**漁船避難時の限界流速を設定**

○**最新の想定津波高に対応**した一次避難海域の目安となる水深を検討



**一次避難海域**の目安となる**水深を50m以深から120m以深に変更**した上で漁船避難の考え方のフローを更新した。

※ここで設定する一次避難海域の目安120m以上は、「**想定津波高10m以下**」「**漁船速度10ノット以上**」「**漁船の速度が津波流速の3.2倍以上**であれば操船可能であること」を条件に整理したものであり、この条件に**合致しない場合には、水深120mの海域でも危険な場合がある**ことに留意する必要がある。



注）陸上の避難場所等：避難場所等の陸上の可能な限り安全な場所

図－４ 避難行動の考え方のフロー（漁船避難）

# (3) 人命を守る総合的な防災・減災対策

人命を守る総合的な防災・減災対策において、事前に取り組むべき災害予防として、以下の事項への対応が必要となる。

- ①支援根拠地としての漁港における**必要な施設整備**
- ②**集落の孤立**への対応
- ③**オープンスペース**の確保
- ④水門・陸閘等の適切な管理・運営
- ⑤二次災害の防止（**漂流物等**対策、**危険物**対策、**火災**対策）
- ⑥災害**協定の締結**
- ⑦水産地域間**ネットワーク**等の構築
- ⑧地域の**生活・コミュニティの継続**

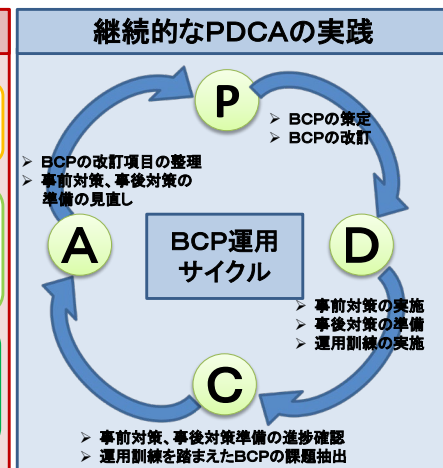
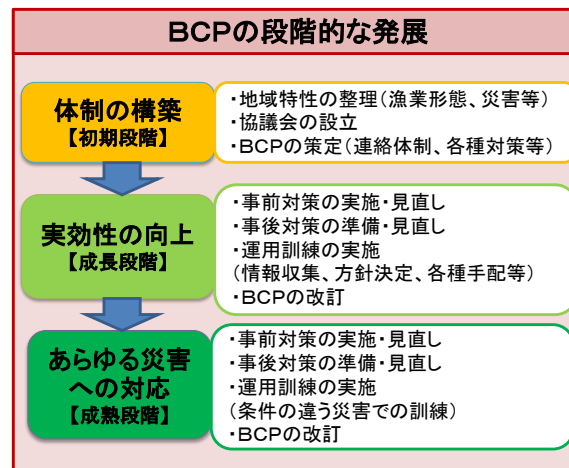
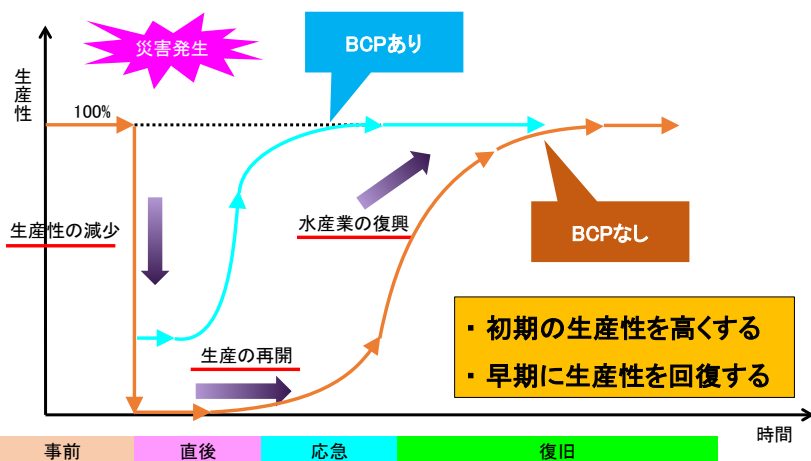
# 4. 2. 水産物の生産・流通機能の確保

## (1) 基本的な考え方

- 地震・津波に加え、高潮・高波・暴風等の風水被害により水産物生産・流通機能が損なわれれば、水産物の安定供給に支障が生じる。
- 当該水産地域を利用する漁業者や市場関係者、加工業者、流通関係者等が影響を受け、地域の経済へ大きな損害を及ぼすこととなります。

○災害等で被害を受けても重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開するために、業務継続計画（BCP）を策定する必要があります。

○BCPは策定しただけでは災害時に効力を発揮しないため、発災後に事業の早期再開に向けてBCPの内容に沿った行動が実施できるように訓練すること（運用）が重要です。さらに、これら事前対策に加えて、被災後の対応（事後対応）も検討しておく必要があります。

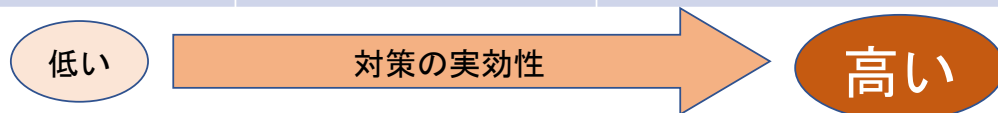




## (2) BCPの策定

対策は**より具体的な記述**をすることで、災害時の実効性が高められる。

| 必要な対策の抽出   | 具体的な対策の内容              | 対策実施方法                                                                                                         |
|------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 氷の確保       | 10 t / 日の氷を確保          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 t 用冷凍コンテナ 2 基を〇〇から手配</li> <li>・ 〇〇用地に設置</li> </ul>                  |
| 漁具の高所保管    | 閑散期に不要な漁具は高台の倉庫等へ保管    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高台に100㎡の漁具倉庫を整備。</li> <li>・ まき網の漁具は閑散期である12月～4月は高台倉庫へ漁具を保管</li> </ul> |
| フォークリフトの確保 | 荷さばきで必要なフォークリフト 5 台を確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害を免れたフォークリフトの台数確認</li> <li>・ 不足する台数を高台の〇〇社から手配</li> </ul>            |



被災後に確保すべき**目標を明確化**し、それに対して**必要な施設や機材を設定**する。

| 目 標          | 項 目     | 目標実現に必要な検討事項                                                                                                                                                                                      |
|--------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中型まき網船を受け入れる | 岸壁      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中型まき網船を受け入れるために最低必要な岸壁延長を検討<br/>例) 通常は2隻同時に陸揚げするが時間をずらせば<b>1バースでも対応可能</b>。<br/>中型まき網船の1隻の<b>必要バースはL=60m</b><br/>※L=60mを使用可能とするための応急復旧体制を構築する。</li> </ul> |
|              | 資機材     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中型まき網船の陸揚げ量より受入に必要な資機材及び数量を設定<br/>例) <b>選別機 1 基、フォークリフト2台、トロ箱50箱</b><br/>※上記を確保するため備蓄又は手配先を特定する。</li> </ul>                                              |
|              | 氷       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中型巻き網船の陸揚げ量より受入に必要な資機材の数量を設定<br/>例) <b>20 t / 日の氷</b>を確保<br/>※製氷貯氷施設の修理先・購入先の特定や冷凍コンテナの手配する。</li> </ul>                                                  |
|              | 冷凍・冷蔵施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中型まき網船の陸揚げ量より受入れに必要な冷凍施設の数量を設定<br/>例) <b>100t / 日の鮮魚を冷凍可能な施設</b><br/>※近隣で保管可能な施設の特定や協定締結、冷凍冷蔵施設修理先の特定。</li> </ul>                                        |

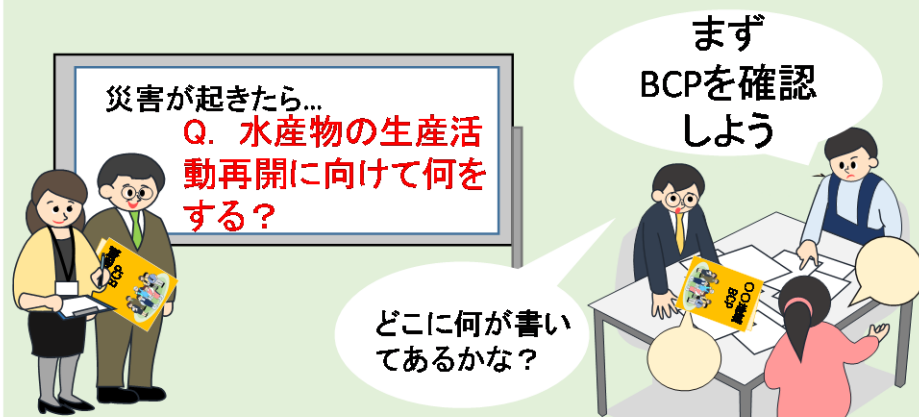


### (3) BCPの運用

○BCPで検討した**事前対策の実施**や**事後対策の準備**をするとともに、BCPに記載した事項が**本当に実践できるのかを確認**し、**課題があれば内容の追加や改善**を行います。

○BCPの目的である「事業の早期再開」に向けて**実効性を高めていくことがBCP運用**の基本的な考え方です。

#### 被災時に円滑に行動するための準備 (訓練の実施)



- ①BCPの使い方を確認
- ②【地震・津波の発生】から【対象漁業再開】までの復旧の流れを習得
- ③BCPの問題点・課題の洗い出し

#### 被害を低減するための事前準備 (事前対策の実施)



- ①BCPに準じ事前対策を実施
- ②事前対策の進捗状況を共有
- ③必要に応じて事前対策を修正

## 4. 3. 迅速な復興まちづくり

### (1) 基本的な考え方

#### 【水産地域の復興まちづくりとは】

行政と漁業者・水産関係者を含めた地域住民が連携・協働して、**想定される大規模自然災害に強いまちづくり**をめざす、**事前準備から現実的な復興計画を策定・実践するプロセス**を言います。

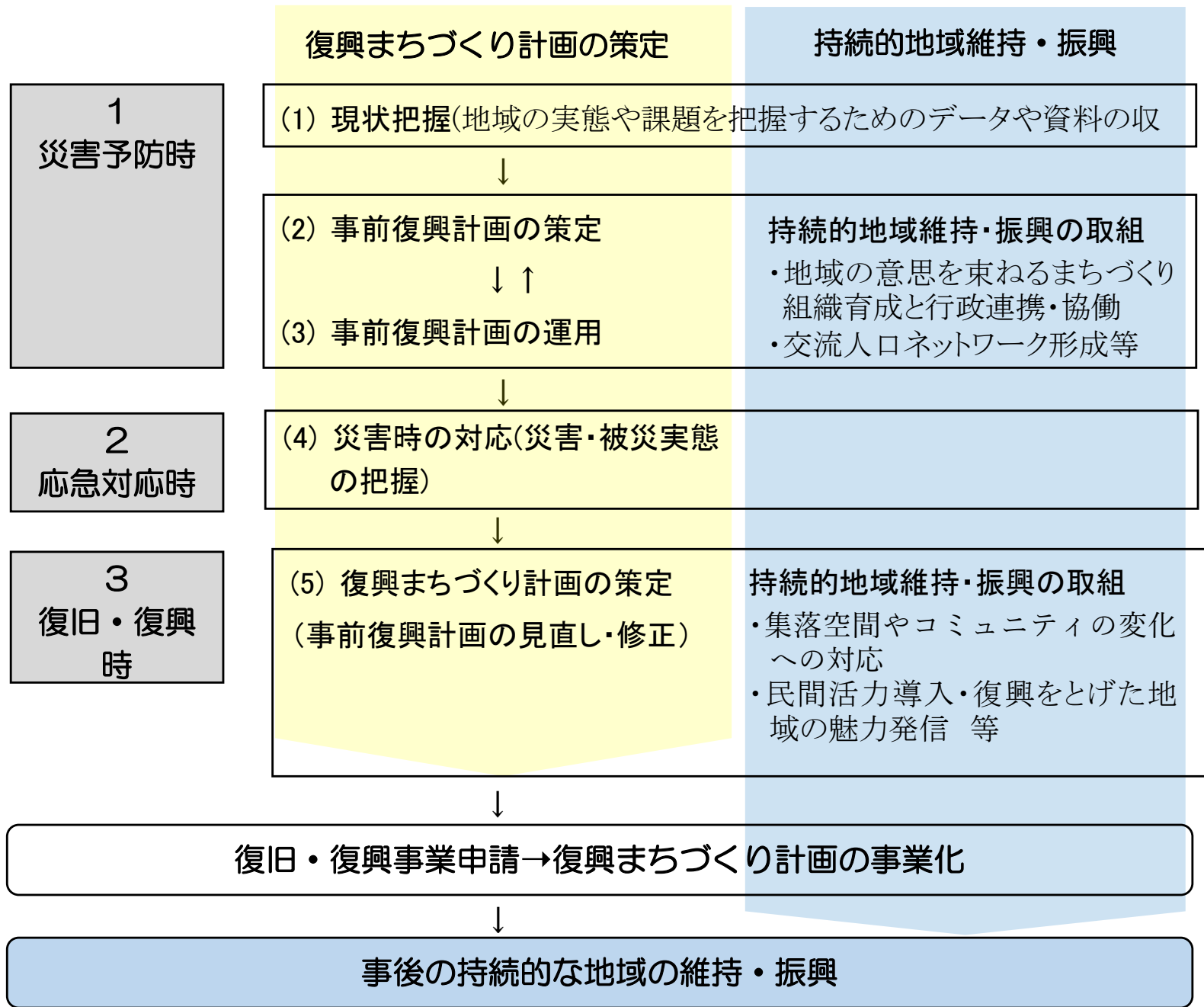
東日本大震災における水産地域の復興まちづくりのプロセスを振り返ると**被災後の極度に混乱した時期に復旧・復興作業**をスタートさせることや、水産地域の**将来を見通した復興まちづくり計画**を策定し、それを**実行することの難しさ**が確認されました。



復興まちづくりの主体である**行政や漁業者・水産関係者**を含めた**地域住民組織**が、**事前段階から**想定される地震・津波及び風水害など大規模自然災害後の水産地域の**復興まちづくりの具体的な進め方や留意点**をしっかりと**理解し確実に実践**しておく



水産地域の復興まちづくりを**迅速に進める**ことにつながる



図ー8 復興まちづくり検討の流れ

## (1) 現状把握

●データや資料収集・地域特性や課題の共通認識化・仮設住宅や移転候補地リスト化等  
※特に、地籍調査・埋蔵文化財等の事前実施が重要

## (2) -1. 事前復興計画の策定

想定される大規模自然災害を想定し、行政と自治会など地域組織が連携・協働して災害が発生した際にどのような復興を目指すのかについて、**事前に計画を立てる**。

- ①対象地区の特定
- ②体制整備(行政との協働体制含む)
- ③災害の想定と課題の抽出
- ④事前復興の考え方・基本方針(ビジョン)の整理
- ⑤事前復興計画図(マスタープラン)の作成
- ⑥実現化手法(事業計画・事業間調整及び受援計画など)の想定

## (2) -2. 事前復興計画の運用

策定した事前復興計画は、行政の上位計画に位置付けると同時に、状況の変化に応じて**柔軟に見直し・修正**する(PDCAシステムの導入)ことで、**計画の現実性を常に担保**しておく。

- ①行政上の各種上位計画等への反映と計画の継続的見直し・修正(PDCA)
- ②計画の選択的实施
- ③事前復興段階としての取組(計画の選択的实施、復興イメージトレーニング、仮設住宅位置や事前復興計画のシュミレーション・精査)



### (3) 災害時の対応(災害・被災実態の把握)

実際の災害や被災規模や内容は、現実的な復興まちづくり計画の下敷きとなる事前復興計画の前提条件となる**災害・被災想定と異なることが考えられ、その相違を明らかにし、事前復興計画の見直し・修正の基礎情報となる信頼性の高い正確な状況把握**を迅速に実施する。

- ①災害・被災状況の把握
- ②情報収集と発信



### (4) 復興まちづくり計画の策定（事前復興計画の見直し・修正）

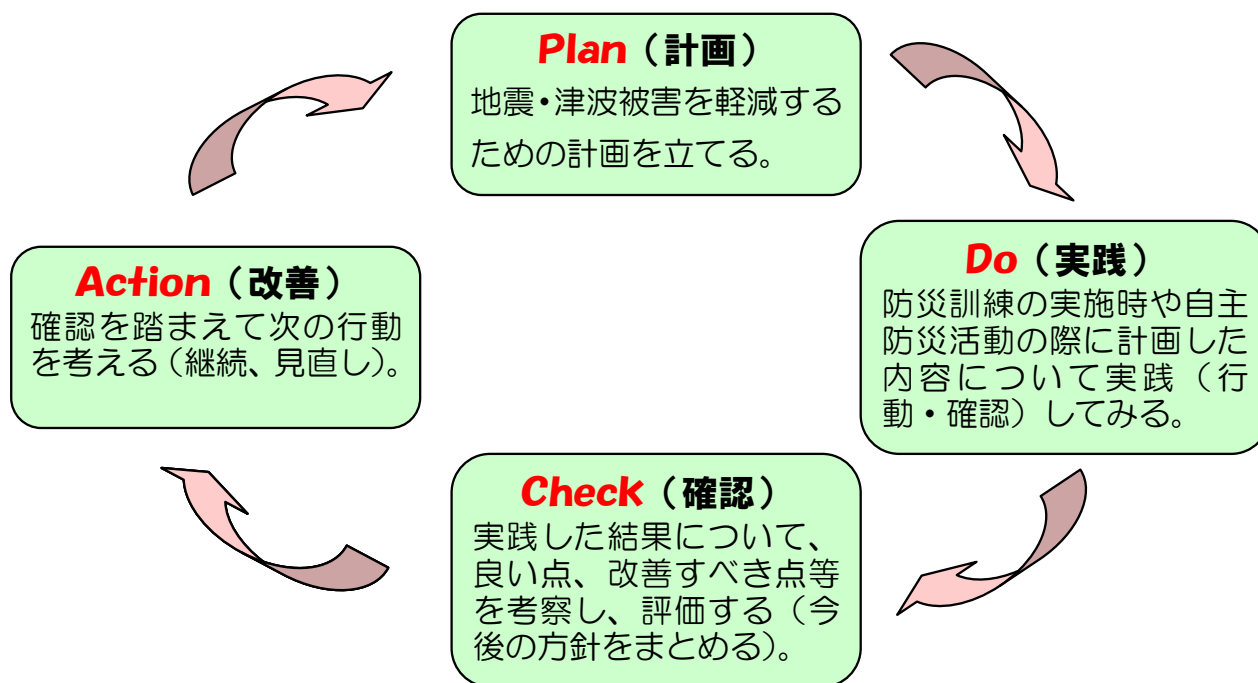
**実際の災害・被災状況を踏まえて、現実的な水産地域の復興まちづくり計画（事業計画を含む）**を策定する。

- ① 復旧・復興体制の再構築
- ② 事前の被害想定との相違の確認
- ③ 復旧・復興に向けた課題抽出
- ④ 事前復興計画の見直し・修正（事業計画含む）

# 5. 災害に強い水産地域づくりに向けて

○それぞれの水産地域で、災害に強い水産地域づくりを目指すには、これまでに掲げられた事項を踏まえ、**水産地域防災協議会のメンバーが一緒**になって、以下の手順で**作業に取り組む**ことが必要。

○例えば、水産地域防災協議会のメンバーが**実際に避難路を歩き（Do）**、地震で倒れそうなブロック塀がないか、高齢者でも避難できる手摺やスロープがあるか、夜間でも安全に避難できる照明があるか、などを**確認（Check）**し、改善すべき事項が見つければ**計画を見直す（Action）**することである。



# 6. 災害に強い水産地域づくりマニュアル

本マニュアルは、検討内容ごと3編として取りまとめている。

- ・「**安心・安全の確保編**」

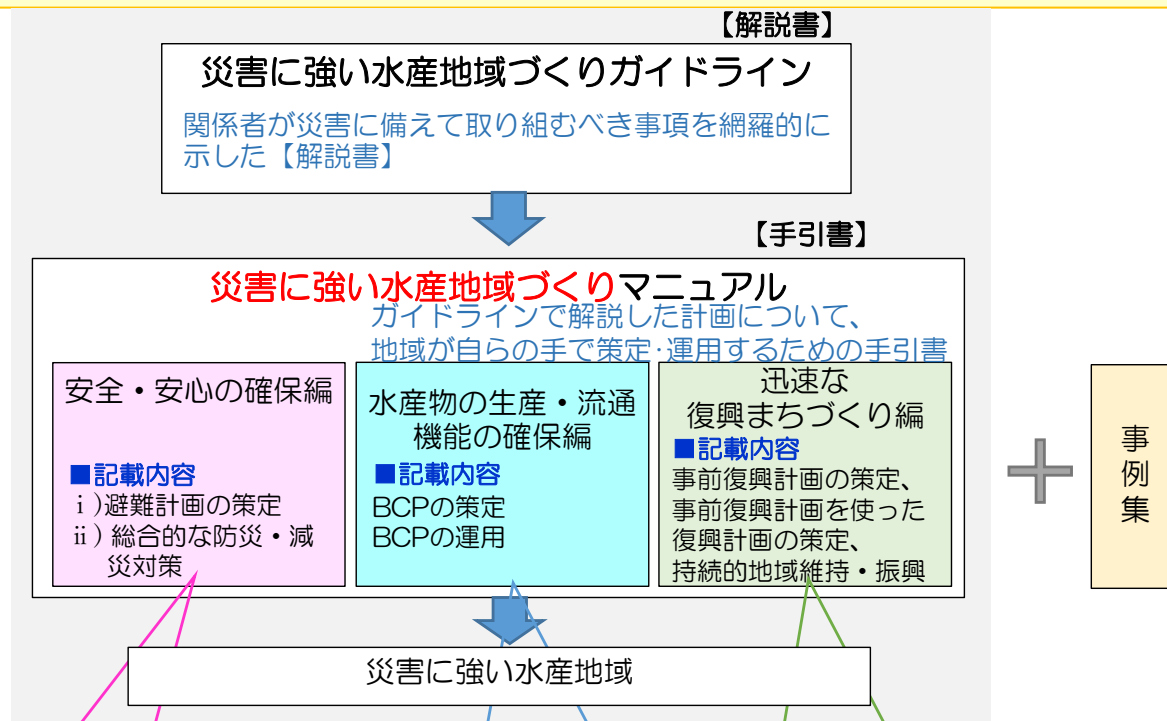
「漁業地域の減災計画マニュアル」の内容を踏襲、追記した。

- ・「**水産物の生産・流通機能の確保編**」

「漁業地域における水産物生産・流通に関するBCPガイドライン」の【策定編】、【運用編】を合本、追記

- ・「**迅速な復興まちづくり編**」

ガイドラインで新たに追加した柱「迅速な復興まちづくりのために」に対応した内容





## 7. おわりに

- 今回、東日本大震災の教訓及び近年の風水害を踏まえ、災害に強い水産地域づくりのガイドライン及びマニュアルを整備した。
- 今後、ガイドライン及びマニュアルを参考に全国各地の水産地域で防災・減災計画の策定が進むことを期待する。

**ご清聴ありがとうございました**